

輪島市監査公表第 19 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年10月22日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月11日（木）農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農林水産課の事業については、多岐にわたる事業があるなか、様々な工夫や努力しながら業務に取り組んでいることが伺われる。

松くい虫奨励防除事業については、松くい虫を撲滅する抜本的な対策は困難であるが、早期発見、駆除を行い被害の拡大を防ぐ体制で取り組んでいただきたい。

○有害鳥獣対策については、自然環境や鳥獣の生活環境の変化により、イノシシ等の被害が年々増大している。捕獲もかなり困難とのことであるが、今年度新たに購入した8基の補獲用具を役立て、輪島市有害鳥獣対策協議会や猟友会との連携を図り、安全にも配慮しつつ農産物の被害削減に取り組んでいただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納額については、引き続き滞納削減に向けて努力していただきたい。